

平成 27 年 7 月 15 日

特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第 26 条第 1 項に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の 2 件です。

(参考)

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin86.pdf> を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 松原、中尾

TEL : 03-3507-9222 (直通)

FAX : 03-3507-9292

平成27年4月22日付けで消費者委員会より答申があった案件のうち、許可とする特定保健用食品(2件)

通し 番号	商品名	申請者	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番 号
1	キシリトール オーラテ クトガム<クリアミント>	株式会社ロッテ	チューインガ ム	ユーカリ抽出物(マク ロカルパールCとし て)	本品はユーカリ抽出物を配合しているので、歯 垢の生成を抑え、歯ぐきを健康に保ちます。	一度に多量に食べると、体質によりお腹がゆ るくなる場合があります。	1回に2粒を5分噛み、1日5回 を目安にお召し上がりください。	特保	27.7.15	1549
2	キシリトール オーラテ クトガム<スペアミント >	株式会社ロッテ	チューインガ ム	ユーカリ抽出物(マク ロカルパールCとし て)	本品はユーカリ抽出物を配合しているので、歯 垢の生成を抑え、歯ぐきを健康に保ちます。	一度に多量に食べると、体質によりお腹がゆ るくなる場合があります。	1回に2粒を5分噛み、1日5回 を目安にお召し上がりください。	特保	27.7.15	1550